

## 序章 計画策定の目的

### (1) 計画策定の背景

#### ①耐震改修促進計画策定の背景

国は、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の倒壊等の被害から人命を守るため、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」（以下「耐震改修促進法」という）を制定しました。その後、平成 18 年に「耐震改修促進法」が改正されたことを踏まえ、同年 12 月に「北海道耐震改修促進計画」が策定されました。

赤平市においても、平成 22 年 3 月に「赤平市耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び特定建築物（多数の者が利用する等の建築物）の耐震化率を平成 27 年度までに 9 割とする目標を掲げ、病棟、消防署の改築のほか、小中学校を中心に建築物の耐震化を促進してきました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超える巨大地震が発生し、それに伴う津波を含めて、甚大な被害をもたらしました。さらに今後も日本各地で大規模地震の発生が予測されており、一層の耐震化促進を図るために、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断の義務付け等が盛り込まれた改正「耐震改修促進法」が平成 25 年 11 月に施行されました。

平成 28 年 3 月に改正された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を受け、北海道においても平成 28 年 5 月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しを行っています。

これら国の方針及び「北海道耐震改修促進計画」では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年度（2020 年度）までに少なくとも 95%にすることを目標としています。

このような国及び北海道の動向を踏まえ、当初計画が平成 27 年度で計画期間が終了したことから、赤平市においても、国及び北海道の方針及び計画と整合性を図りながら、「赤平市耐震改修促進計画」を見直すものとします。

【「耐震改修促進法」改正のポイント】

分野	改正のポイント
計画的な耐震化 <sup>※1</sup> の促進	<p>①国による基本方針の作成</p> <p>②「都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成」</p>
建築物に対する指導等の強化	<p>③「建築物の耐震化の促進のための規制措置」</p> <p>【指導・助言対象】（全ての既存耐震不適合建築物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の者が利用する一定規模以上の建築物<sup>※2</sup></li> <li>・一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場</li> <li>・住宅や小規模建築物等</li> </ul> <p>【指示・公表対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者が利用する建築物<sup>※2</sup>及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの</li> <li>・都道府県又は市町村が指定する避難経路沿道建築物</li> <li>・一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場のうち一定規模以上のもの</li> </ul> <p>【耐震診断の義務付け・結果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断結果報告期限 H27. 12. 31） 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの</li> <li>・一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場のうち大規模なもの</li> </ul> <p>【要安全確認計画記載建築物】（耐震改修促進計画に位置づけ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難沿道建築物</li> <li>・都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</li> </ul>
支援措置の拡充	<p>④建築物の耐震化の円滑な促進のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修計画の認定</li> <li>・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定</li> <li>・耐震性に係る表示制度（任意）</li> </ul>

※1：「耐震化」とは、強い地震でも建築物が倒壊や損壊しないように壁に筋交いを入れたり、柱や梁の接合部を金物などで補強することをいいます。

※2：本計画中では「(不特定)多数の者が利用する建築物」を「多数利用建築物」という表現で示す場合もあります。

## ②北海道における地震発生状況

「北海道耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月）」による平成元年以降に発生した道内の主な地震被害発生状況を下表に示します。赤平市に関連するものとしては、平成 7 年の空知中部の地震により、空知、留萌地方を中心に被害が発生しています。

また、「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道では直近の 20 年間で大きな被害を及ぼした大規模地震が頻発している状況にあり、住宅や建築物の耐震化は、重要かつ緊急的な課題として、その促進に積極的に取り組む必要があります。」と指摘されていることから、大規模地震の発生に備えた事前の地震対策が求められており、赤平市も例外ではありません。

### 【平成元年以降に発生した道内の主な被害状況】

地域	発生年月日 地震災害名	規模 (M)	最大震度	被害状況
太平洋側	平成 5 年 1 月 15 日 「平成 5 年釧路沖地震」	7.5	6	釧路地方に被害 死者 2、負傷者 966 住家全壊 53、半壊 254
	平成 6 年 10 月 4 日 「平成 6 年北海道東方沖地震」	8.2	6	釧路、根室地方に被害 負傷者 436 住家全壊 61、半壊 348
	平成 15 年 9 月 26 日 「平成 15 年十勝沖地震」	8.0	6 弱	太平洋沿岸一帯に被害 死者 1、不明者 1、負傷者 847 住家全壊 116、半壊 368
	平成 16 年 11 月 29 日 (釧路沖の地震)	7.1	5 強	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成 16 年 12 月 6 日 (釧路沖の地震)	6.9	5 強	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成 17 年 1 月 18 日 (釧路沖の地震)	6.4	5 強	負傷者 1
	平成 23 年 3 月 11 日 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」	9.0	4	太平洋沿岸を中心に被害、津波 死者 1、負傷者 3 住家半壊 4、一部破損 7
日本海側	平成 5 年 7 月 12 日 「平成 5 年北海道南西沖地震」	7.8	6	渡島、桧山、特に奥尻に大被害、大津波 死者 201、行方不明 28、負傷者 323 住家全壊 601、半壊 408
内陸	平成 7 年 5 月 23 日 (空知支庁中部の地震)	5.9	5	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者 4 住家被害 37
	平成 16 年 12 月 14 日 (留萌支庁南部の地震)	6.1	5 強	留萌地方を中心に被害 負傷者 8 住家被害 165

[北海道地域防災計画抜粋]

注) 「規模 (M)」欄の数値は、マグニチュードを表す。

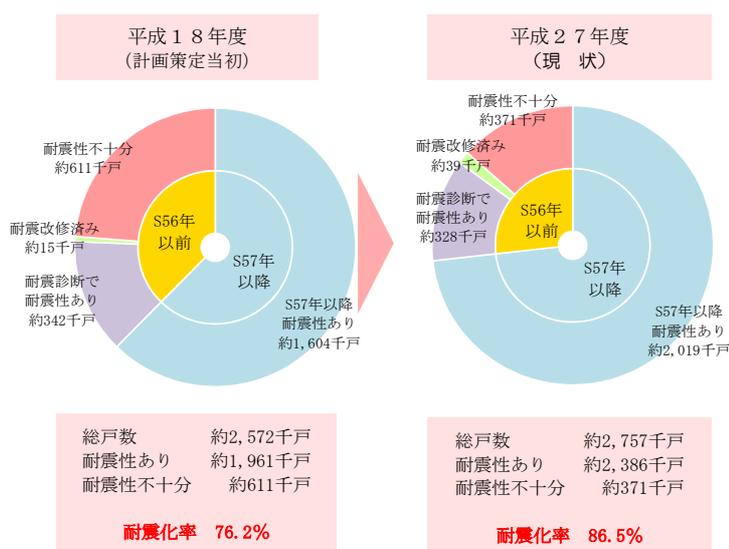
※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

資料：北海道耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月）

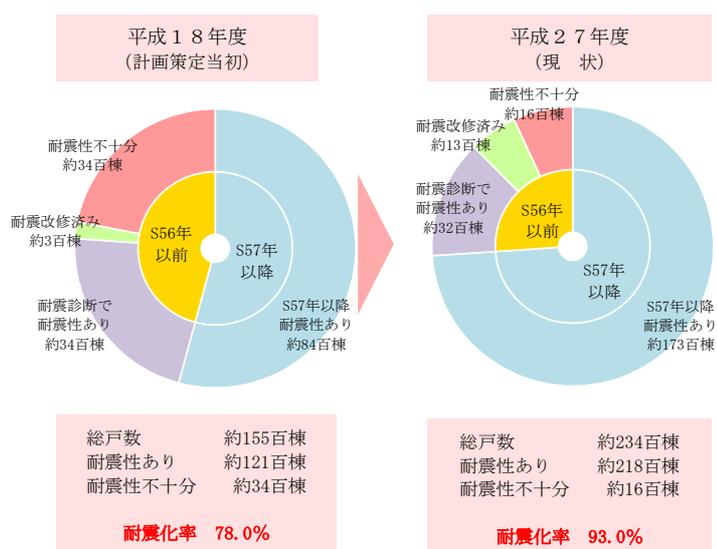
### ③北海道における建築物の耐震化率及び地震時の被害予測

「北海道耐震改修促進計画」では、全道の住宅の耐震化率の推計値は平成27年度で86.5%になるとしており、計画策定当初の平成18年度の76.2%から10.3%向上しています。また、多数利用建築物の耐震化率の推計値は平成27年度で耐震化率93%とされており、平成18年度の78%から15%向上しています。

#### 【全道の住宅の耐震化率の推計値】



#### 【全道の多数利用建築物の耐震化率の推計値】



資料：北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）

また、「北海道耐震改修促進計画」では、各振興局ごとの地震発生時における建築物被害を、下表のように想定しています。

【想定地震による全道の建築物被害予測】

振興局	振興局ごとに死者数が最大となる想定地震	最大震度	人的被害			建物被害（揺れに起因）		
			総人口	死者数	重軽傷者数	総棟数	全壊棟数 (全壊割合)	全半壊棟数 (全半壊割合)
渡島	函館平野西縁断層帯(N5)	7	424,808	34	624	188,265	1,740 (0.9%)	4,915 (2.6%)
胆振	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	413,968	58	702	161,834	1,661 (1.0%)	4,491 (2.8%)
日高	石狩低地東縁断層帯南部(N10)	7	73,316	8	195	54,888	452 (0.8%)	1,542 (2.8%)
十勝	十勝平野断層帯主部(N7)	7	351,257	67	1,363	175,021	3,275 (1.9%)	11,041 (6.3%)
釧路	十勝沖(T2)	6強	247,894	19	671	104,183	453 (0.4%)	2,786 (2.7%)
根室	標津断層帯(N9)	6強	80,861	4	165	49,376	197 (0.4%)	1,277 (2.6%)
檜山	北海道南西沖(T7)	7	40,312	18	284	29,105	701 (2.4%)	2,375 (8.2%)
後志	北海道留萌沖(T9)	7	224,190	35	607	118,838	637 (0.5%)	3,798 (3.2%)
石狩	月寒背斜に関する断層(F1)	7	2,360,832	967	18,473	564,217	22,394 (4.0%)	64,255 (11.4%)
留萌	増毛山地東縁断層帯(N6)	7	50,170	24	423	31,599	933 (3.0%)	3,139 (9.9%)

※渡島、胆振、日高振興局 平成 25 年度に調査実施  
 総人口：平成 24 年 12 月時点、総棟数：平成 25 年 1 月時点

※十勝、釧路、根室振興局 平成 24 年度に調査実施  
 総人口・総棟数：平成 24 年 1 月時点

※檜山、後志、石狩、留萌振興局 平成 26 年度に調査実施  
 総人口：平成 24 年 12 月時点、総棟数：平成 26 年 1 月時点

資料：北海道耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月）

## (2) 計画の目的

「赤平市耐震改修促進計画（以下「本計画」という）」は、「耐震改修促進法」及び「北海道耐震改修促進計画」と整合性を図りつつ、地震災害から市民の生命及び財産を守るため、市内の新耐震基準<sup>※1</sup> 導入前に建てられた住宅及び建築物の“地震に対する安全性の向上”にむけた耐震化を計画的に促進することを目的とします。

※1 新耐震基準：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行令の改正（昭和 56 年 6 月 1 日）により、中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした新しい耐震基準

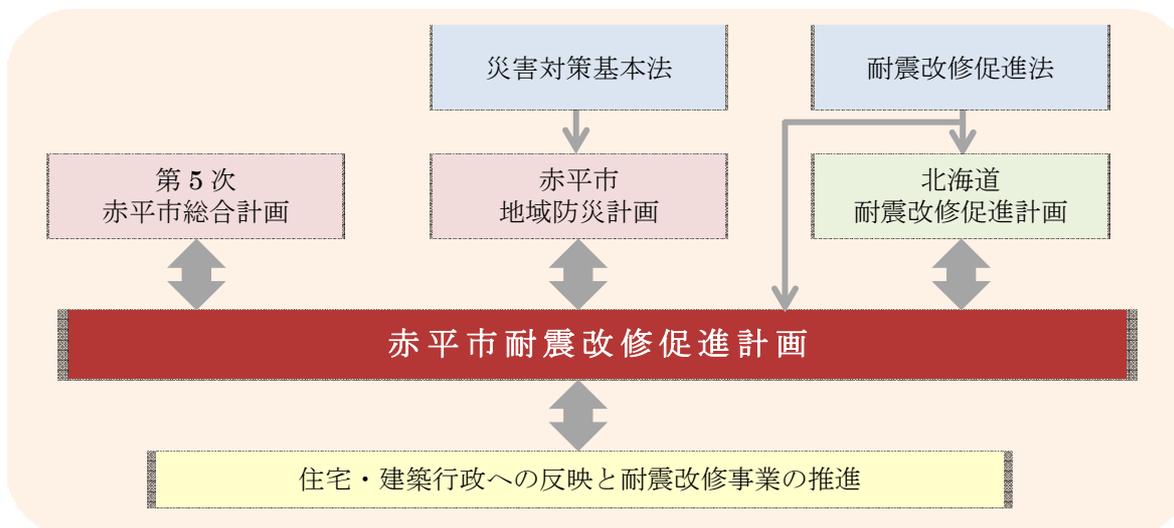
## (3) 計画の位置づけ

### ①計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」第 6 条に基づき策定する計画です。

また、北海道の耐震改修の基本方針を定めた「北海道耐震改修促進計画」の他、第 5 次「赤平市総合計画」及び「赤平市地域防災計画」等との整合を図り、赤平市の住宅・建築行政へ反映することで、住宅・建築物の耐震化（耐震改修事業）を計画的に進めるものです。

#### 【赤平市耐震改修促進計画の位置づけ】



### ②計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から 34 年度（2022 年度）までの 5 年間とします。

なお、今後の社会経済状況の変化や関連計画の改訂等に対応するため、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

### ③対象建築物

本計画は、主として建築基準法施行令の改正により新耐震基準が導入された昭和56年6月1日より前の基準で建てられた建築物を対象とします。

中でも、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、以下に示す「耐震改修促進法」第14条に基づく多数利用建築物を“優先的に耐震化を図る必要のある建築物”と位置づけて耐震化に努めます。

なお、耐震化の実現にむけて、住民は、自らが所有又は管理する建築物について、地震に対する安全性の確保に努める必要があります。

#### 【多数利用建築物等の一覧表（「耐震改修促進法」第14条第1号及び2号）】

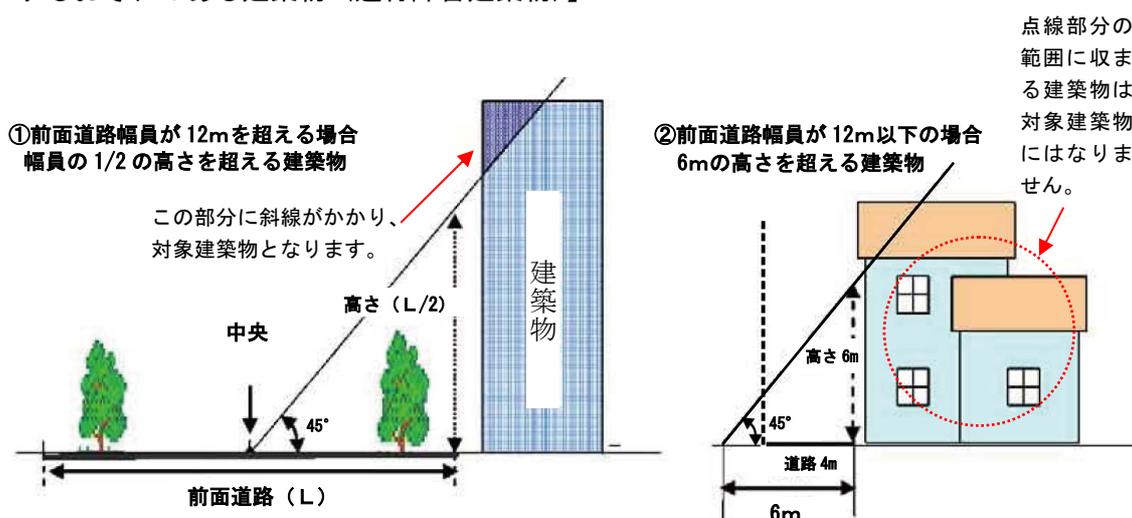
用 途		多数利用建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		

【「耐震改修促進法」第14条第2号に規定する危険物の貯蔵等用途に供する建築物】

危険物の種類	危険物の数量	指示対象の規模要件
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 k m 500 k m 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t	500 m <sup>2</sup> 以上
②石油類、消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>	
④マッチ	300 マッチトン※	
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 m <sup>3</sup>	
⑥圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>	
⑦液化ガス	2,000 t	
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇薬 200 t	

※マッチトンは、マッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

【「耐震改修促進法」第14条3号に規定する建築物（地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれのある建築物（通行障害建築物））】



注：前面道路は地震時に通行を確保すべき道路です。